

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める 県指定奥秩父鳥獣保護区奥秩父特別保護地区の再指定について

1 諮問事項

○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）第29条第1項の規定に基づき、以下のとおり特別保護地区の再指定を行う。

○ 令和6年10月31日に期間満了を迎えるものを、引き続き再指定するものである（区域・面積変更なし）。

【名称】 奥秩父鳥獣保護区奥秩父特別保護地区

【区分】 森林鳥獣生息地

【所在地】 秩父市

【区域】 奥秩父鳥獣保護区のうち、秩父市大滝地内の国有林埼玉森林計画区56林班から61林班までの区域

【面積】 1,943.7ha（土地利用形態：1,943.7ha（国有地・林野庁所管））

【存続期間】 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

【指定趣旨】 当該区域は、本県における生物多様性の保全と野生鳥獣の保護繁殖を図る上で極めて重要な地域であることから、引き続き特別保護地区に指定し、森林鳥獣の生息地の保護を図る。

※再指定にあたり、関係市及び利害関係人から意見を聴取したところ、再指定に関する反対の表明はなく、また、指定案を縦覧に供したところ、これに対する意見は提出されなかった。

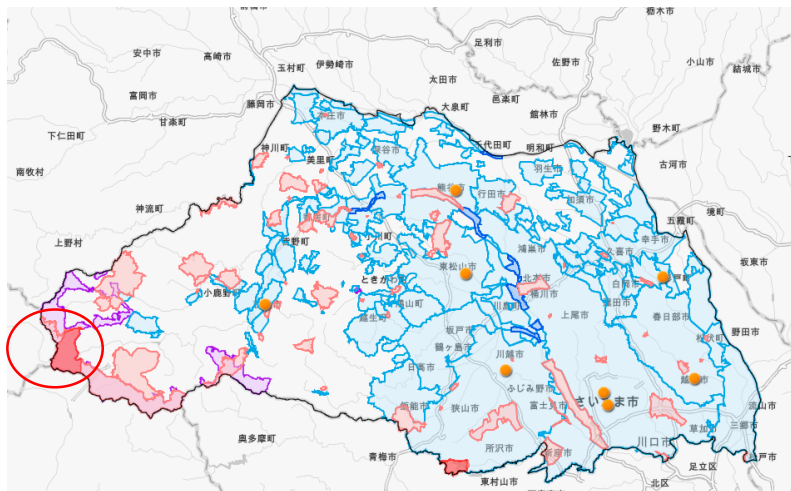
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める 県指定奥秩父鳥獣保護区奥秩父特別保護地区の再指定について

2 奥秩父特別保護地区の位置・概況

○当該区域は、長野県及び山梨県と県境を接する埼玉県の最西部に位置する。

○自然環境は亜高山帯又は山地帯に属し、森林としての自然状態がよく保たれている。

○地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、自然環境の維持や野生生物の保護を目的とした「秩父山地生物群集保護林」の一部である。



【令和5年度 鳥獣保護区等位置図より】

長野県・山梨県境に接する濃い赤の箇所が奥秩父特別保護地区

3 奥秩父特別保護地区の鳥獣の生息状況

○ニホンカモシカ（特別天然記念物）をはじめ、クビワコウモリやクマタカ（いずれも本県のレッドデータブックで絶滅危惧 I B類（絶滅の危機に瀕している種で、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に分類）など、希少な種や、生息分布が局限されている種の生息が確認又は推定されている。

○生息状況調査(令和5年度実施)によると、その他、哺乳類ではモリアブラコウモリ、ヤマネ、ニホンモモンガ、オコジョ等、鳥類ではホシガラスやキクイタダキ、コガラ、ヒガラ、メボソムシクイ、ルリビタキ等の樹林性鳥獣が多く確認された。



←クマタカ
画像引用元「NPO法人オオタカ保護基金
クマタカの生息」



オコジョ→

画像引用元「埼玉県立自然の博物館収蔵D.B 動物」

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める 県指定奥秩父鳥獣保護区奥秩父特別保護地区の再指定について

4 特別保護地区の制度概要

○鳥獣保護管理法第29条の規定により、鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を、環境大臣又は都道府県知事が指定する。

○特別保護地区に指定されると、狩猟が規制される他、建築物その他の工作物を新築・改築・増築する、樹木を伐採する、水面の埋立て等の行為を行うには、大臣又は知事の許可が必要となる。

○指定に当たっては、次の7種類に区分する。

No.	区分	県内内訳
1	森林鳥獣生息地の保護区	1カ所 (奥秩父)
2	大規模生息地の保護区	-
3	集団渡来地の保護区	-
4	集団繁殖地の保護区	-
5	希少鳥獣生息地の保護区	-
6	生息地回廊の保護区	-
7	身近な鳥獣生息地の保護区	1カ所 (狭山湖)

5 埼玉県内の特別保護地区の状況

○県内の特別保護地区は、以下の2か所、
2, 534.7haである。

- ・奥秩父特別保護地区(1943.7ha)
- ・狭山湖特別保護地区(591.0ha)



【令和5年度奥秩父特別保護地区生息状況調査報告書より】

左 当該地区周辺の植生状況

上 当該地区に生息しているヤマネ

6 特別保護地区の存続期間と再指定

○特別保護地区の存続期間は、その特別保護地区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内で定めることとされている。

○埼玉県では鳥獣保護区の存続期間を原則として10年としているため、特別保護地区もその範囲内で指定を行う。